

● 交通事故にあったとき

交通事故をはじめ、第三者の行為によりケガなどをした場合でも国保で治療を受けることができます。本来治療費は加害者が支払う義務を負いますが、一時的に国保が立替払いをして、その後国保が負担した費用を加害者に請求します。そのため、交通事故等で保険診療を受けた場合は、示談の前に必ず町民課 国民健康保険係に連絡をして届け出るようにしてください。

● 柔道整復師にかかるとき

柔道整復師(接骨院・整骨院など)にかかるとき、国保が使える場合は一定の条件を満たす場合に限られていますのでご注意ください。

【国保が使える場合】

- 外傷性のねんざ・打撲
- 骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)



【国保が使えない場合(全額自己負担となります。)]

- 日常生活の疲れや肩こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 病気(神経痛・リウマチ・慢性関節炎・ヘルニアなど)による凝りや痛み
- 症状の改善がみられない長期の施術(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付になります)



※施術を受けるときの注意事項

1. 外傷性の負傷でない場合は国保が使いません。
2. 同一の負傷について、同時期に柔道整復師の施術と整形外科の治療を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。
3. 施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
4. 療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に国保への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で自署(サイン)をしてください。

● 八百津町から転出して進学される方へ

国民健康保険はお住まいの市町村で加入することになり、原則として八百津町に住所のない方は八百津町国保の保険証を使うことができません。しかし特例として八百津町国保に加入している方が進学を理由に住所を他市町村に移し、八百津町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、届出を行うことで引き続き八百津町国保の保険証を使用することができます。進学に伴う転出をする方は、下記のものをご持参のうえ町民課国民健康保険係で学生保険証(マル学)への切り替え手続きを行ってください。

- ①学生であることが証明できるもの(在学証明書、入学前の場合は合格通知書)
- ②現在お持ちの国民健康保険証

□お問い合わせ 役場1階 町民課 国民健康保険係 ☎43-2111(内線2114)